東京都立蔵前工科高等学校同窓会　在校生表彰規程

第1条（目的）

本規程は、母校の在校生が日頃の精進によって知育、徳育、体育の各方面において活躍し、優秀な成績を収めた生徒および団体の栄誉を称え、表彰することを目的とする。

第2条（表彰者の決定）

表彰者の決定は第1条の目的に従い、母校の職員会議によって推薦された生徒および団体を参考として、本会の役員会において検討し決定する。

第3条（表彰対象）

昨今の高等学校工業課程の教育現場の変化を考え、表彰対象は特に定めず、
学校当局の教育方針に沿い、職員会議の決定を尊重する。
なお、表彰の対象数は20程度を原則とする。

第4条（表彰状および記念品）

表彰者・表彰団体には表彰状および記念品を授与し、その内容は本会の役員会において検討し決定する。

第5条（その他）

1．表彰状および記念品の授与は、卒業時に行う。
2．表彰者および表彰団体は、同窓会会報で発表する。
3．本規程の解釈に疑義が生じた時の判断は、本会の役員会が行う。
4．本規程は、本会の役員会の出席者の過半数の同意によって改定することができる。

本規程は、平成9年9月1日より実施する。
改定日：平成19年 7月20日、平成30年7月5日、2018.10.4誤字修正、2023.4.1校名変更

東京都立蔵前工科高等学校　同窓会内規

同窓会の運営を円滑に行うため下記内規を定める。

内規は適宜役員会において改変可能とする。
なお、重要事項等必要事項は常任委員会において報告する。

①　会則関係

1　会則にある会員とは正会員・賛助会員を指す。

2　役員会は、総務・会計・広報・施設関連の会務担当役員を任命する。担当役員は役務の実行に当たりプロジェクトチームを委員から編成することができる。

②　表彰規定

1　在校生表彰規程の第3条の表彰対象に対する内規は全面削除する。（平成30年7月5日）

②　その他

1　入学式の担当

(1) 入学式祝辞は全日制・定時制も会長が担当する。

(2) 全日制の出席者は会長・各科のOB会会長が出席する。

(3) 定時制の出席者は会長ならびに定時制卒業式祝辞担当と次年度定時制祝辞担当のOB会会長が出席する。

2　卒業式の担当

(1) 全日制の出席者は会長・各科のOB会会長が出席する。

(2) 全日制卒業式祝辞は各科のOB会会長が順番で担当する。（M、E、A、Sの順とする）

(3) 定時制の出席者は会長ならびに定時制卒業式祝辞担当と次年度定時制祝辞担当のOB会会長が出席する。

(4) 定時制卒業式祝辞は各科のOB会会長が順番で担当する。（M、E、A、Sの順とする）

3　祝賀・式典会費・祝金の支出

(1) 卒業時の謝恩会、歓送迎会に関わる会長・各科OB会会長　計5名分の会費は本会の予算から支出する。

(2) 4科OB会総会などに持参する会長の祝金は本会の予算から支出する。
（目安は1回　10,000円とする）
なお、4科OB会の会長が支出する祝金は各科OB会の規則による。

(3) 上記の正副会長以外の役員が出席する場合は、役員会の決定に基づき対処する。
ただし、緊急の場合は会長の判断で対処することができる。この場合事後すみやかに役員会に報告しなければならない。

4　下記葬儀の香典・弔電費用は本会の予算から支出する。

(1) 学校関係：校長・副校長・事務長の本人・配偶者及び第1親等・・香典・弔電

(2) 学校関係：各科科長本人に対しては、各科OB会の判断とし、本会からは支出しない。

(3) 同窓会関係：会長本人・配偶者、会長経験者本人・・・・・・・・・・香典・弔電

(4) その他：特に同窓会活動に貢献のあった会員本人・・・弔電

5　交通費補助金の支給

(1) 学校内で実施される同窓会業務に関わる会議または行事への出席者には
交通費補助金1,000円/人を支給する。

(2) なお、対象の会議または行事、支給金額については役員会にて定めることができる。

6　同窓会事業の担当

(1) 蔵工祭準備担当は原則として各科持ち回りとする。（M、E、A、Sの順とする）

(2) 懇親旅行幹事は原則として各科持ち回りとする。（S・A・E・Mの順とする）

制定	2006. 7.13 2006. 7.13
一部改定	2009. 9. 3 2009. 9. 3
一部改定	2014. 6. 2 2014. 6. 20
一部改定	2018.7.5、2023.4.1校名変更

東京都立蔵前工科高等学校　同窓会基金内規

同窓会基金の運営を円滑に行うため下記内規を定める。

内規は適宜役員会において改変可能とする。
なお、重要事項等必要事項は基金役員会および同窓会常任委員会において報告する。

1　理事長は原則とし同窓会役員又は基金役員から選出する。
2　同窓会の役員は、基金副理事長又は基金役員を兼任する。
3　基金役員は同窓会委員から選出することができる。

制定　2006.7.13
一部改定　2007.6.27
一部改定　2014.6.20
一部改定　2018.7.5、2023.4.1校名変更